様式第50号（第32条関係）

|  |
| --- |
| 文書番号年　　月　　日〒　　　　　　　　　様 |
|  | 盛岡北部行政事務組合　管理者 |
| 介護保険料徴収猶予取消通知書　　　年　　月　　日付　第　　号で承認しました　　年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
| 徴収猶予取消年月日 | 　　年　　月　　日 |  |
| 取消理由 |  |
|  |
| 納期 | 保険料額 | 取消前徴収猶予期間 | 取消前徴収猶予期間 |
| 第１期 |  | 　　年　月　日～　年　月　日 | 　　年　月　日～　年　月　日 |
| 第２期 |  |  |  |
| 第３期 |  |  |  |
| 第４期 |  |  |  |
| 第５期 |  |  |  |
| 第６期 |  |  |  |
| 合計額 |  |  |  |

【問い合わせ先】《盛岡北部行政事務組合》　　〒028－7405　岩手県八幡平市平舘第27地割49番地　☎0195－74－2716不服の申し立てについて　　この通知書について、行政不服審査法に規定する不服申し立てを行うときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。　　裁判所に対して処分の取消しの訴えを行うときは、岩手県介護保険審査会からの裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、盛岡北部行政事務組合管理者を被告として提起しなければなりません。　　なお、処分の取消しの訴えは、岩手県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときには、岩手県介護保険審査会の裁決を経ないで提起することができます。　(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき　(2)　処分、処分の執行または手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき　<申し立て先>　　岩手県庁（長寿社会課内）　岩手県介護保険審査会　　　住　　所　　〒020－8570　岩手県盛岡市内丸10－１　　　電話番号　　019－651－3111 |